

権利救済機関に関する自治体比較

自治体名	世田谷区	松本市	豊田市
人口（H29.10.1現在）	899,507人	240,628人	425,718人
条例の名称	世田谷区子ども条例	松本市子どもの権利に関する条例	豊田市子ども条例
条例の規定条項	第15条、第16条	第16条、第17条、第18条	第21条、第22条
条項名称	世田谷区子どもの人権擁護委員の設置 擁護委員の仕事	子どもの権利擁護委員 擁護委員の職務 公表	子どもの権利擁護委員の設置 擁護委員の仕事
組織名称	せたがやホッと子どもサポート	こころの鈴	子どもの権利相談室
組織体制	子どもサポート委員3名 （弁護士・大学教授・大学准教授） 相談・調査専門委員4名 （1日2名体制） 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、幼稚園教諭、 保育士 事務局4名	子どもの権利擁護委員2名 （弁護士・大学教授） 調査相談員3名（非常勤特別職） 室長（調査相談員兼務）1名	子どもの権利擁護委員3名 （弁護士・大学教授・臨床心理士） （週1日勤務） 子どもの権利専門相談員2名 （随時） 子どもの権利相談員4名 （週3～5日勤務）合計10名 室長1名
権限	・調査 ・調整 ・要請 ・意見表明	・調査 ・調整 ・勧告 ・是正要請 ・意見表明	・調査 ・調整 ・勧告 ・要請
相談方法等	電話、メール、面接 相談時間 月曜日～金曜日：午後1時～午後8時 土曜日：午前10時～午後6時	電話、FAX、手紙、メール、面接 相談時間 月曜日～木曜日、土曜日 午後1時～午後6時 金：：午後1時～午後8時	電話、FAX、手紙、メール、面接 相談時間 水、木、土、日：午後1時～午後6時 金：：午後1時～午後8時
活動状況	擁護委員会議（必要に応じて） H28実績：19回開催	擁護委員会議：月2回程度 擁護委員事例検討会議：随時 相談員会議：月2回～3回程度	擁護委員会議（必要に応じて） H28実績：5回開催 ケース検討会議：月2回程度 担当者会議：随時 相談員会議：随時
相談延べ件数実績 （H28年度）	932件	375件	1,273件